

アスベスト対策に関する各都道府県等からの要望（平成23年度）

【総括】

- 国民の健康の保護等に万全を期すため、各省庁は連携を強化し、的確な実態把握に務め、総合的かつ抜本的対策を講じること。

【環境モニタリング】

- 一般環境の継続的なモニタリングを行うこと。

【自主検査】

- 建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に推進するため、大気汚染防止法に濃度測定義務を規定すること。

【評価基準の設定】

- 一般環境及び建築物解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。

【測定方法の確立】

- 解体工事等における大気中のアスベスト濃度を迅速に確認することができる測定方法を早期に確立すること。

【特定建設材料以外の石綿含有建材の作業基準の設定】

- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

自治体からの意見・要望（平成24年6月アンケート）

1. 立入り検査権限の強化及び事前調査の義務付けについて

- 石綿使用のおそれを現場で速やかに判断可能な方法の検討
- おそれ規定で立入検査を実施した場合、特定建築材料の使用の有無が判明するまでの間における工事の一時停止命令等の規定
- 事前調査の実施義務規定
- 事前調査の実施を徹底するための対策
- 事前調査の実施及び結果の報告並びに解現場における事前調査結果の揭示義務
- 事前調査に関する現場での確認方法や記録についての規定
- 石綿障害予防規則に規定されている事前調査について、大気汚染防止法に同様の規定を設ける必要性の有無

2. 敷地境界等における大気濃度測定義務化及び測定結果の評価について

- 大気濃度測定義務の制度化
- 自主検査の実施の規定が適用される解体工事等の要件（規模等）の明確化
- 大気濃度調査結果の評価方法の設定
- 測定値の有効範囲及び有効数字の取扱いの明確化
- 大気濃度測定結果が基準値を超過した場合の行政処分の設定
- 敷地境界等における大気濃度測定を新たに義務化するよりも、作業基準を遵守させるのが本筋

3. 大気濃度測定に係る試料採取及び分析について

- 簡便で迅速な測定方法の選定
- 安価で精度の高い測定機材の選定
- 測定結果の報告義務
- 石綿分析業者の認定制度（例：ダイオキシン類受注資格審査）
- 簡易的な大気濃度測定手法とその評価指針の設定

4. 発注者による配慮について

なし

5. 法令の徹底と透明性の確保について

なし

6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するにあたっての石綿飛散防止対策について

- 湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準の設定、届出義務規定及び立入検査権限の付与
- 特定建築材料と特定建築材料以外の石綿含有建材の区分の明確化

7. その他

<関係部局との連携>

- 大気汚染防止法その他、関係法令ごとにできる限りの飛散防止対策を推進
- 関係部署との足並みをそろえた対策推進のため、他法令と十分に調整
- 石綿関連法規を所管する機関が、関連する法令に基づく情報を共有し、効率的な行政指導を実施

<不適正事業者の排除>

- 技術・知見を有しない解体業者の排除対策

<その他>

- 作業完了報告の義務化
- 飛散のおそれの有無の判断根拠の提示